

原議保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 9 6 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 5 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について(通達)」を受けた暴力団対策部門の対応に係る留意事項について(通達)

これまで、暴力団対策部門においては、暴力団関係相談につき、「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について(通達)」(平成24年12月26日付け警察庁丙総発第89号ほか。以下「旧局長通達」という。)及び「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について(通達)」を受けた暴力団対策部門の対応に係る留意事項について(通達)」(平成25年2月14日付け警察庁丁暴発第23号。以下「旧課長通達」という。)により、保秘に十分に留意しつつ組織的な管理を行ってきたところであるが、この度、「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について(通達)」(平成31年3月12日付け警察庁丙総発第25号。以下「官房長通達」という。)により、警察署の総・警務部門に対し相談に該当しない申出があったときの措置等の見直しが行われ、併せて旧局長通達が平成31年4月1日をもって廃止されることとなった。

暴力団関係相談は、暴力団による相談者への加害の危険及び組織犯罪の性質から生じる捜査上の支障に鑑み、保秘、情報管理等を徹底する必要性の高いものが含まれることから、その取扱いについては、引き続き下記の点に留意し、適切な対応を図りたい。

なお、本通達は平成31年4月1日から実施することとし、旧課長通達は同日をもって廃止する。また、下記内容については、警察庁長官官房総務課と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 保秘の徹底について

官房長通達では、旧局長通達と同様、相談等(官房長通達1(1)ア(ク)に掲げた相談に該当しない申出を含む。以下同じ。)に係る機微な個人情報等を総・警務部門において取り扱うことに鑑み、総・警務部門及び専務部門等は、相談等の内容や情報の性質に応じ、その保秘、情報管理等を徹底するための措置を講ずることとされているところ、警察署の暴力団対策部門においては、次の措置を講ずること。ただし、迅速かつ確実な相談対応を行うことの重要性は、暴力団関係相談においても変わるものではないため、官房長通達の趣旨を没却することのないよう、保秘等のための措置は必要最小限にされたい。

- (1) 暴力団関係相談が総・警務部門になされた場合においては、その処理が暴力団対策部門に引き継がれた時点で、暴力団による相談者への加害の危険及び組織犯罪の性質

から生じる捜査上の支障の有無を判断し、必要に応じて、総・警務部門と調整の上、同部門に備え付けられる相談の管理簿に記載された相談者の氏名を匿名とするなどの措置を講ずること。

なお、警察本部の暴力団対策部門においても、必要に応じて、総・警務部門と調整の上、同様の措置を講ずること。

- (2) 暴力団関係相談が暴力団対策部門に直接なされた場合においては、暴力団による相談者への加害及び組織犯罪の性質から生じる捜査上の支障の防止の観点から必要な限度において、相談者の人定事項及び相談概要を総・警務部門に連絡しないなどの措置を講ずること。
- (3) 相談処理の進捗状況に関する総・警務部門の点検を受ける場合においては、暴力団による相談者への加害の危険及び組織犯罪の性質から生じる捜査上の支障に十分留意した対応に努めること。

## 2 警察本部暴力団対策部門による指導・監督について

警察本部の暴力団対策部門は、警察署の暴力団対策部門における相談内容の聴取からその処理終結等に至る業務について、官房長通達及び本通達に掲げられた事項に関し必要な指導・監督を行うこと。

## 3 その他留意事項

- (1) 官房長通達の趣旨が、相談の受け渋り、処理の遅延等を防止し、迅速かつ確実な組織対応を確保することにあることに鑑み、総・警務部門と緊密に連携を図りながら、その適切な対応に努めるとともに、警察署長に対する適時・適切な報告に遺漏のないようにされたい。
- (2) 官房長通達では、相談に該当しない申出が総・警務部門にあり、暴力団対策部門へ引継ぎが行われた場合においては、管理簿への登載は要しないとされたことから、対応に誤りのないようになされたい。